

近代の神宮式年遷宮

中西正幸

一、皇族祭主

明治二年三月の明治天皇による神宮行幸は、大神前に新時代の到来を奉告するもので、史上はじめての画期的なことであった¹⁾。しかも既に第五十五回の式年遷宮が、半年後の九月に迫っており、それを寿ぐ大御心の深々としたものが感じられる。遷宮準備そのものが幕末維新期にあたり、明治初めの御儀となったものである。遷宮八年前に山口祭を執行。その時期を合わせて神宮祭主を造宮使、山田奉行を造宮奉行に補任し、幕府への指山願いから奉行が担当する。ちなみに造宮奉行は、文久三年十月より山田奉行・本多伊予守、慶応四年七月より度会府知事・橋本実梁が勤めた。

『明治^{己巳年}正遷宮諸祭心覚大概』に、体阿弥直次郎の夜中に及ぶ努力をもって、黄金御樋代の調整を九月三日の川原大

祓に間に合すことができたと、安堵の想いが吐露されている。また遷御の浄間に紛れて、奉拝者が御列に乱入する恐れから、磯部道・法度口・火除地などに矢来を構えて警戒した結果、次のような驚くべき感想を漏らして見落しがたい。

宮中内警固人数斗^三参詣人一人も不^二相見^一、誠^三宮中静謐^二如^一本式^二奉^三遂行^一行事、近世無^之と存候、さて御巫清直は考証学で名高く、『太神宮本記帰正鈔』の主著で知られる学者神主である。その神宝研究、つまり『両宮御装束神宝通証』四部は、両正宮および別宮の御装束・神宝について、関係資料を収集して古今の沿革を辿ったものである²⁾。三年の成立と考えられる。内容的には御料の関連文献を羅列して、進献時代を資料的に裏付けた労作である。

内宮

① 儀式帳や大神宮式、長曆・嘉元官符、或いは近世遷宮記、さらに明治二年式目に至るまで、関係箇所を比べており、概して資料的にも問題は少ない。

② 「御樋代東」「大殿払 一禰宜得分」「分配 一神主分」「大殿払 玉串物忌得分」「朱韓櫃」「納白木筥」など、神主への頒賜が注記されている。

③ 注目すべきは『寛正三年造内宮記』を引き、十二月の読合行事条に「但肝心ノ屋形文御被相違 珍事也」と感想を述べている。

外宮

① 近世の「以後元禄・宝永・享保・寛延・明和・寛政・文化・嘉永之九度同」「以後九度同、仍略之」とするが、御装束・神宝の資料引用では省略することが多い。
② 緋錦御衣について『寛文九年五月御装束神財検使日録』に「今按ルニ鶴鶴文ヲ近代慶長ニ用タリトアルハ不審ナリ」、倭文御裳について「今未詳其制法、故先從慶長以來之制、将来若有知古代丈尺之制法、則改之隨其法以調進」などと注記するが、内宮に比べて問題視すべき事例が多い。また『嘉元四年御飾記』に「帛御襪四条二足也、平絹也」について「四条トアルヲ助ケテニ足ナリト注セルハ牽強ナリ」と訂正している。

③ 神宝加進や檢察録では寛文期が圧倒的に多い。殊に寛文期は遷御が仮殿遷宮形式ではなく、正式な遷御列に戻されたため、検査も徹底を極めた。道敷調布について『寛文九年五月御装束神財検使日録』にも「此度ハ本道ヲ遷御シ奉ナカラムカト神宮吟味アルコト也。本道ナレバ近代調進ノ丈尺ニテハ不足ナルママ、四丈一端ノ布十八端調進セヨ」と、正式な列次では長さが不足すると訂正を求めている。

④ 儀式帳に「生絁衣垣一條、応永送官符に「垣代生絹単張菅條」とあるが、「今按ルニ此二物ヲ後世神宮ニ於テ絹垣行障ト称シテ別物ノ如クス。然レドモ官符ニ行障ノ目アルコトナシ。」「寛文ノ節、応永官符ニ依テ近例ヲ廢ス。然シテ猶行障ヲ存セズ、料絹何ヲ以テ宛ツルニカ」と、行障の扱いに疑問を呈している。

⑤ 儀式帳に「御琴壺隻」と載せるが、大神宮式には脱漏しており、「度会宮ノ分、大神宮式ニ脱漏セシヨリ造進ノコト見エズ。依テ琴占ノ神事モ行フコトナシ。然ルニ永禄遷宮ノ日、内宮ノ例ニ依テ加進スル所ナリ」と、永禄期に調進されたとする。

⑥ 『天正十三年五月神宝書加目録』に玉佩筥八合とみえるが、天正以後、五度の遷宮に加進が無かった。元禄期に玉佩一玉のみ献上し、享保期にその例にならない

一流のみ調進した。また緑綾御帯・御挿鞋について寛永期の献進であるが、寛文期に廃止されるに至った。このように清直の考証は徹底しており、その具体化は後代の造神宮使庁に委ねられ、昭和四年の遷宮に実現するのを待たなければならなかった。

二、折衷案

そこで第五十六回遷宮の十四年前にあたる八年一月、神宮祭主・三条西季知から教部大輔に対して、次期遷宮の造宮等を上申した。そして半年後の七月、久邇宮朝彦親王に祭主補任の宣下があった。四年の年明けに祭主職の世襲が廃止され、藤波氏から近衛忠房・三条西に代ってきたが、皇祖神の神霊がやどる神器「八咫鏡」をお取扱いすべき職務の重大性に鑑みて、皇族であるべきとの主張は、すでに神宮少宮司・浦田長民の建白書に力説されている。浦田は六年十一月、「神宮ノ御儀ニ付見込」に神宮改革の主要事項を上申したが、その最後に言上した。

祭主には皇族の内より御撰任、大宮司は旧堂上華族、藤原・中臣二姓の内より御撰任、禰宜以下は古儀のごとく度会郡の人を御任用ありたきこと³⁾。

神宮の祭儀は神祕にみちた沿革をもつため、人材登用にも一層の配慮が必要であるとの意見である。祭主について

は希望通りとなつて、久邇宮朝彦親王が御就任の運びとなったが、浦田は随喜の涙に咽んだことであろう。明治天皇のふかい御配慮によるものと拝せざるを得ない。

十一年六月、宮司より内務卿に御杣山の取定めを上申し、十三年十一月、宮域の土地官林が復旧されたため、心御柱材を伐採することになった。期日が迫っているため、十五年一月、内務卿・山田顕義は祭主宮に手順や次第の取調べを通達し、これをもって遷宮準備が緒についた。二月に山口・木本祭の祭式・祭場・経費の調書を内務卿に提出。三月には造宮使に祭主宮、奉行に桜井大書記官を任命し、造宮作所なども取り決められた。

坤社第甲ノ五号

神宮祭主

両宮ヲ始式年御遷宮被レ行候条、施行之順序及遷宮、其他諸祭典執行方共巨細取調、三重県ヲ經由至急可ニ申出、此旨相違候事、

明治十五年一月十二日

三重県令を通じて調査報告を得た上、作所以下の諸職を構成した。

内務卿 山田 顕義

造神宮作所 折田年秀・大谷順三

造神宮頭 神宮禰宜中田正朔・藪田守宣・御巫清直

造神宮頭代 神宮主典孫福弘等・喜田左文・大江織江

職名に旧態依然とした印象は拭えない。四月十一日に御
神山が信濃国西筑摩郡小川村の床次・打越官林に決定し、
五月一日に造宮使拝賀、翌日に山口・木本祭が執行された。
この前後、祭主宮は禰宜・藺田守宣が成した『諸殿舎古
儀丈尺見込意見』を、考証学に令名たかい御巫清直に論評
せしめ、七月二十一日付をもつて「両宮正殿ハ延暦儀式帳
之通改正ノ事」を首条に掲げた、「諸宮社造替大概」を上
申した。⁽⁴⁾その主意は殿舎の改廢に注がれており、○印を付
けて清直が意見を寄せているが、守宣の見込にくらべ傍注
というより分量的にみて、詳細な著作の一つと見做すこと
ができる。

守宣は儀式帳との異同を主として、遷宮記や年中行事記
から考証する。しかし清直の考証は徹底をきわめ、守宣を
はるかに超える述作となっている。例えば月読荒御魂宮を
「儀式帳ノ此段疑滞一ナラズ」と、儀式帳そのものを疑問
視する部分がある。また佐美長御前神社を「儀式帳ヲ以テ
考証トアレド、帳ニサル社ハ所見ナシ」、神服織機殿の正
殿を「正殿トアルハ如何。機殿ノ正殿ハ八尋殿ヲ謂フベシ。
鎮守神殿トアラマホシ」、さらに多賀宮御門を「新制ヲ以
テ古儀ヲ論ズベカラズ」として、守宣の意見そのものを批
判するに至った。しかし正殿と宝殿との位置関係について、

一切言及のないのは訝しい。

やがて造神宮使庁の設置にいたる件について、「処務庁
は明治二年度乃通、造宮申立ノ事」とあるように、未だ検
討すべき段階を迎えていない。確かに翌年二月に内務省に
おいて、社寺局長が伺い定めた『造神宮事務取扱区分』を
みても、社寺局長・造神宮奉行の職名にみる通り、その区
分は新旧の折衷案にすぎなかった。

内務卿

造神宮事務ヲ総裁シ、使奉行以下ノ権限ヲ指定シ、
造神宮掛役員ヲ進退シ、該事業経費ノ目途ヲ立テル。
社寺局長

造神宮二係ル文書ヲ普通法ニヨリ査理ス。

造神宮奉行

使主管理事務ヲ管理シ、作所以下ノ進退ヲ内務卿ニ
具状ス。

この区分によれば造神宮使は、諸祭行事の執行と旧儀の
意見具申をまとめ、造宮事業の実際面では作所や頭工を掌
握する造神宮奉行に任せただけで、旧幕時代の双方の關係
を踏襲している。また事務管理にあたる造神宮奉行と、文
書査理にあたる社寺局長とを併記している点についても、
遠からず帝国憲法發布をひかえて政教意識が高まるなかで、
翌年頭には省内で造宮御用と社寺事務との分離方針が固め

られていった。やがて造神宮副使の名のもとに文書整理と事務管理の両面を総括して、造宮御用の範囲を明確化することになる。

一方、造神宮奉行は作所・木本氏好に『伊勢在勤作所取扱方』（十五年二月）『神宮在勤員心得』（十八年三月）を通告。また作所は頭・頭代と協議して『造神宮小工心得書』（同年五月）をまとめ、両宮域内の造神宮事務所に下達した。

三、官制公布

第五十六回遷宮が間近かとなった二十年十二月二十五日、勅令第六十八号をもって造神宮使庁が公布された。造神宮使庁とは内務大臣の監督下、殿舎造営や御装束・神宝調進など、遷宮事業のすべてを掌るため、内務省内に設置された国家的な常設機関で、ここに王朝の盛時にまさる偉観をみせた。

第一条 造神宮使庁ハ内務大臣ノ管理ニ属シ、新宮造営及神宝装束調進ノ事ヲ主掌ス。

第二条 造神宮使庁ノ職員ヲ置ク。

造神宮使 造神宮副使 造神宮主事 造神宮属

第三条 造神宮使ハ一人勅任トス。神宮祭主ヲ以テ之ニ充ツ。内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、庁中ノ事務ヲ管理ス。

第四条 造神宮使ハ所属ノ官吏を統督シ、奏任官ノ進退ハ内務大臣ニ具状シ、判任官ハ之ヲ専行ス。

第五条 造神宮副使ハ一人奏任トス。内務省社寺局長ヲ以テ之ニ充ツ。造神宮使ノ事務ヲ佐ケ、造神宮使事故アルトキハ、内務大臣ノ命ヲ受ケ其事務ヲ代理ス。

条文によれば、造神宮使は神宮祭主が兼任して、新宮造営と神宝調進を主掌するとある。およそ遷宮要件は殿舎造営、神宝調進、神儀奉遷とみなすことができ、律令下では造宮使が殿舎造営と神儀奉遷、神宝使が神宝調進をそれぞれ分掌していた。神宝使は太政官のもとで御装束・神宝の奉製や奉納にあたり、さらに殿舎の結構・丈尺を検断する覆勘使、あるいは隸下の史生をして神宝や金物の本様をしらべる本様使を兼ねさせた例もみられる。そして殿舎造営の実際面では、造宮奉行や作所の専行するところとなった。しかし官制の公布にもなつて、それら三要件すべてを造宮使が掌握するようになったのは、注目すべき特記事項であらう。前後六十年続く官制時代の始まりであった。

中世最後となった寛正遷宮から四百年を経て、古代王朝の盛時にまさる造神宮使という国家の常設機関として設置され、御巫清直は歴史的な意義も極まると、慶祝の想いを披歴している。

翌年にあたる「御蔭年」、敬神の篤志者に両宮古殿の拝観を許していたが、二十三年七月から両宮以下の破却が実施された。

制度的には官制公布をもって遷宮制の根本解決が図られたが、なお御装束神宝・御金物・諸祭行事などの古儀究明をめざして、当度の御儀に努力が払われたのである。

およそ十年後の三十一年五月、内宮神楽殿の不審火から正殿が炎上する由々しい事態となり、神儀は域内の風日祈宮に臨時御動座となった。翌月はじめに臨時造宮の沙汰が下され、十三日に黒木御殿へ仮殿遷宮がとり行われた。その三日後、勅令第二百二号をもって官制の大幅な改正がなされた。すなわち事務系統の主事・属に対して、技術検討の技師・技手を新たに増員し、しかも使・副使に直属して両系統が併存することになった。この改正は殿舎や御装束神宝・御金物の技術面に対応するもので、すでに三条西上申書でも他日を期して除外されてきた御装束・神宝の問題が、その主要課題に他ならなかったものと考えられる。

四、神宝調査

造神宮使庁では御装束・神宝の再吟味に着手したが、まだ四十二年の遷宮には為すところがなかった。ようやく大正九年三月に「御装束神宝古儀調査会」と称する公的機関

が設置の運びとなり、『御装束神宝類聚調査』を基本資料として古儀の調査・考証が重ねられ、実に七年間にわたる成果が『御装束神宝改正見込調査』に纏められたのは、昭和二年六月のことであった。すでに昭和四年遷宮をひかえて御料調製は開始されていたが、その成果を可能なかぎり反映させて、万全の態勢をもって臨むことになった。

『御装束神宝類聚調査』は、外宮の別宮分に大正六年一月付で、造神宮使庁技手の榎本正之助の「御装束神宝古儀調査考証稿」が添えられている。それによれば御装束・神宝の調進にあたり、儀式帳・大神宮式はもとより、内宮の長暦・嘉元・寛正の送官符、外宮では嘉元御飾記・応永送官符を必須なものとして検討しなければならぬ。とにかく寛正度にかぎり御装束・神宝が途絶えてしまった。永祿・天正度の再興以降、古儀や故実の不明なまま近世に至っている。

二十二年の遷宮に際して、古儀調査を目指して内宮は嘉元送官符、外宮は応永送官符にそって図面をつくり仕様が定められた。四十二年度はこの延長線で調進に当たった過ぎない。同年三月、囑託・関安之助も序説において、古儀復興の標準を「平安京ノ初中期ヲ以テ目途」にしたいと述べ、「皇大神宮御料御神宝」以下、御装束・御神宝に及んでいる。

そこで神宝調進の実際をみるため、二十二年度を中心として召立文を慶安二年・昭和四年とを比較したい（末尾「召立文」参照）。まず内宮の前陣を検討してゆく。

① 慶安度は御弓・御矢・御鉾が数多いが、明治度は御楯・御鞘が加わり、昭和度は御楯・蒲御鞘・御鉾・梓御弓と、適正に配分している。

② 慶安度は金銅造御太刀が多かったが、明治・昭和度は玉纏御太刀・須賀利御太刀・金銅造御太刀と出揃い、御料の適正に配分された。

③ 慶安度は遮蔽御料がないが、明治度の菅御翳・紫御翳・御蓋、昭和度には紫御翳を廃止して、赤紫綾御翳に改めている。

次に後陣はどうであろうか。

① 慶安度は御弓・御矢・御楯・御鏡管の重複がみられるが、他は金銅造御太刀・青毛造彫馬・菅御笠と適当である。

② 明治二十二年度は菅御笠に御蓋を、御鞘・御鉾を加えたが、御料の重複を避けて員数を三分の二に減らした。昭和度の御料数は変わらないが、御蓋を赤紫御蓋に、御弓を梓御弓に、御鞘を革御鞘に改めた。

次に外宮の前陣はどうであろうか。

① 元禄度の御料に比べれば、明治・昭和度は半分かそれ

以下となった。

② 元禄度の白馬形・御鞍・御床几・御脇息・御硯・御香爐・御香箸・御玉佩筥は、明治度ではすべて見られない。

③ 金銅造御太刀・蟻螂作御太刀は、元禄度から変わりなく調進されている。

次に後陣はどうであろうか。

① 御料を元禄度に比べると、明治度の四割、昭和度の三割と大幅に減員している。

② 元禄度に見える御玉佩筥・金銅造御太刀・鵝尾御琴・御高機（紡績具一式）・御弓・御鉾が明治度に廃止され、昭和度には鮎形御太刀が無くなっている。

概して遷御列を構成する御料について、内宮に問題は少ないが、外宮の元禄度は膨大な御料数に及んで、明治度に適正な数に改められたのは、当然過ぎることであった。

五、遷宮祭儀

次に二十二年の『神宮式年御遷宮前後諸祭式』を中心にみてゆくが、宮内省御治定として立柱祭・上棟祭・御船代祭・杵築祭・後鎮祭・遷御・奉幣の七祭と定めている。⁽⁷⁾

1、山口・木本祭・木造始祭

明治十五年の五月一日に造神宮使の拝賀、二日に山口・

木本祭、六月三日には木曾において御杣山木本祭が執行された。とりわけ日時宣下の上、山口祭当夜に木本祭を行なうように決定されたのは、注目すべき事柄である。なお十三年十一月、心御柱の料材を宮域内にて奉材することが許可され、木造始祭では外宮祭場を、内玉垣御門前から五丈殿前に移された。

2、鎮地祭・宇治橋渡始式・心御柱祭・立柱祭

鎮地祭は工事の進捗や寛正度を斟酌して、式年三年前の明治十九年三月、両宮において執行された。

立柱祭に関して二十二年には、属を主役として従来祭式を修正している。造神宮属・忌鍛冶・小工が忌火屋殿前にすすみ、属が祓い清める。神饌辛櫃を担いで新宮の御敷地にいたり、正権禰宜以下が正宮中重にて一拝、西御門より新御敷地の版に着く。属が握舎内にて神饌を供えて祝詞を奏上、諸員が八度拝。従来作法では槌を打つことなく、小工が轆轤を用いて東方柱を引き起こすことになっていたが、このたびは小工が御柱前に進んで槌をふり、南北・東西・四隅の御柱を打ち固めることになった。

3、御形祭・上棟祭

上棟祭について二十二年の次第では、丈尺検度を加えて

次のように改められた。予め新宮の棟木に布綱をかけ、弓矢を棟木に飾りまつる。主事・属・小工が忌火屋殿の前庭に列立して、属が祓い清める。主事以下が神饌辛櫃を担いで、新宮にいたり、正権禰宜以下も、正殿中重の石壺につき一拝、西御門より新宮の版につく。宮司が正殿より瑞垣御門まで測量する。さらに属が榊をふって音頭を唱え、属がこれに応じて槌を打つこと三度、餅を西北隅に撒く。次いで属が神饌を供え、祝詞を奏して八度拝のあと撤饌、諸員一拝して退下するようになった。

4、檐付祭・薨祭・御戸祭

二十二年の檐付祭では、造宮属が小工・萱葺役夫を率いて忌火屋殿の前庭にすすみ、属が神饌・諸員を清める。一方、正権禰宜・主典・宮掌が正殿中重の石壺において一拝、西御門をへて新宮にいたる。握舎内で属が神饌をそなえ、神酒を勧める。次いで萱葺夫が屋上に昇り、一同神拝のあと退出する。元来、作所が日時を沙汰する工匠の祭祀であった関係上、造神宮使庁の職員が神祭・行事をおこない、神官は参列するばかりである。

また御戸祭では次のように改正された。造宮属が忌火屋殿前にて神饌・諸員をほらい、神饌辛櫃を新宮に運ぶ。正

権禰宜は正宮石壺にて拝礼、西御門から新宮の版につく。属が握舎内に神饌を供えて祝詞を奏し、諸員が八度拝をして神饌を撤する。次いで属が御扉に鑰穴を穿ちまつり、諸員が拝礼して退下。昭和四年の次第では、禰宜が検知をしている。

5、御船代祭・杵築祭・後鎮祭

近世までは御船代祭の奉彫次第が省略されてきたが、二十二年では伐採・奉彫と区分して、次のような次第となった。

イ、伐採

主典・宮掌・小工が忌火屋殿に参進。宮掌が忌物・神饌・諸員を祓いきよめ、主典以下が正宮中重にて拝礼、宮山祭場に向う。宮掌が祭場を祓いきよめ、主典が神饌および神酒を供えて、禰宜が祝詞を讀上げ、諸員八拜のあと神饌を撤する。宮掌が忌物を地中に奉埋。宮掌が忌鎌をとり草木を刈初め、次に忌斧をとって伐木を行なう。明治四十二年・昭和四年の遷宮方式では主典が権禰宜に代り、主体が宮掌となっている。

ロ、奉彫

祭主以下、五丈殿に列立。正宮石壺について一拝、西御門をへて新宮の御扉を開く。次いで権禰宜が東宝殿を

開き、属が覆面・手袋をつけて奉彫をおこなう。宮掌総員が御船代を担ぎ、新宮大床の清筵に奉居する。正権禰宜が殿内に安置し、正権禰宜が御扉を閉じ、諸員奉拝して終える。明治四十二年・昭和四年の遷宮祭式では職名が、権禰宜は少宮司、属は技師・技手に変更している。

さらに杵築祭について、明治二十二年方式では、まず祭主以下・造宮使以下が一殿にて饗膳を行なう。南軒下にて手水をとりに、宮掌が宮司以下に明衣、桜宮石畳前で白杖を手渡す。祭主以下、玉串行事所に列して宮掌が祓いきよめ、諸員参進。正宮中重の石畳につくと、宮司が内玉垣御門下にて祝詞を口申して、八度拝を行なう。西御門をへて新宮の版につき、大宮司以下が御床下に進んで、二首の和歌を唱えつつ、乾方の御柱より四隅柱を突き納めること三度。

かしこしや 五十鈴の宮の杵築してけり 杵築してけり 国ぞさかゆる 郡ぞさかゆる 万代までに 万代までに

次いで諸員一拝、中重の石壺に退く。正権禰宜が瑞垣御前に列立して、諸員一拝して退き五丈殿にいたる。

さらに祭主以下、正宮中重につき一拝、西御門から新宮の版につく。宮掌が楛案に、祭物・神饌を供えて一拝。主典が御床下に天平瓮を安置、禰宜がこれを検知して復座。主典が祝詞を奏して、諸員が八度拝。主典が祭物・神饌を

撤し、物忌が忌物を奉埋、諸員がさらに一拝して退下する。このように饗膳・神祭・天平瓮という順序であるが、明治四十二年の次第では後鎮祭として天平瓮を扱い、杵築祭とは別個に独立することになった。⁽⁸⁾

6、神宝読合・川原大祓・御飾

御装束・神宝の儀について、二十二年では次の通りである。造宮使以下、二鳥居外にて祭主以下と対揖。御装束・神宝辛櫃、祭主以下が新宮の四丈殿に参入。辛櫃を中重の八重榑東方に安んじ、第一辛櫃を北戸より担ぎ入れ、主事が送文を読みあげると、主典が御装束を木尺で測り辛櫃に納める。第二辛櫃以下も次第に検査し、主典・宮掌が辛櫃を川原祓所に移す。なお四十二年の祭式と異なるのは、少宮司・主典の職名変更、昭和四年には新宮四丈殿の参入に先立って、正宮中重の八度拝を行なっていることである。

川原大祓について明治二十二年には、川原祓所に絹垣・行障の奉遷御料、御装束・神宝辛櫃を据えて、祭主以下が参列。宮掌が御料および諸員を祓い清める。さらに宮掌が祝詞を奏して拝礼、遷御物は正宮、自余物は新宮に安置する。諸員が正宮中重に進み、拝礼して退下する。なお四十二年には祝文とみえ、昭和四年では中重で八度拝とある。

御飾に関して、近世では読合注文が官下されず、しかも

注文に金物を記載しないため、読合以前に奉飾している。明治二十二年には次のような大幅な改正をとげた。

御樋代・御装束・神宝辛櫃を、あらかじめ正宮や新宮の内院に安んじまつる。祭主以下、正宮中重の石壺につき一拝、続いて内院に移る。宮司が御扉を開き、祭主はじめ宮司が殿内に伺候。主典が御樋代・御装束を順次捧げて、権禰宜が殿内に入れる。次いで宮司以下が覆面・手袋姿にて内見、正権禰宜・祭主が降階して復座。正権禰宜が閉扉して降階、一拝する。主典が御樋代・御装束・神宝を権禰宜に伝え、禰宜が殿内に入る。権禰宜が御幌を懸けて、御壁代・承塵などを入れ、正権禰宜が御蚊帳・天井を構える。禰宜が御装束を装うと、祭主が検知。正権禰宜・祭主が降階、正権禰宜が御扉を閉じ、諸員一拝して退下する。

明治以降、御飾は川原大祓のあと、遷御直前に内宮が東宝殿、外宮が庁舎において行われていた。四十二年には正権禰宜・主典の職名が変更し、昭和四年では禰宜が御装束を装い、祭主が検知して異なっている。

7、渡御

二十二年一月二十九日、神座のお取扱いのため、その斎戒として五夜参籠の取決めがなされた。その次第では、祭

主・宮司 東帯・明衣・木綿裳、正権禰宜 東帯・明衣・木綿裳・木綿袴、主典 東

帯・明衣・木綿蔓・木綿襷、宮掌衣冠・明衣が参進。第二鳥居外にて奉遷使束帯・木綿蔓、掌典衣冠・単・木綿蔓、掌典補淨衣が対揖。清めをうけて玉串行事所にすすみ、奉遷使が太玉串を捧げて、正宮の石壺に着く。祭主・宮司・正権禰宜も太玉串を受けて同所に着くと、奉遷使・掌典が太玉串を内玉垣御門下に納める。祭主・正権宮司・正権禰宜・主典、串所役も同所に納めて着座。正権宮司が御鑰を捧げ、諸員も続いて内院に入る。奉遷使が正宮階下で祝詞を奏するや、正権宮司が御扉を開けて復座。主典が殿内・大床に燈火を点す。祭主が殿内に伺候し、続いて正権禰宜も殿内に候する。

次に主典召立所役が階下東方、奉遷使が同所に卓立。祭主・正権宮司・正権禰宜は西方に列立する。宮掌が道敷を正宮階下から新宮階下まで設けると、召立が始まる。行障・絹垣奉仕の主典・宮掌が大床に参昇、絹垣を御階前に寄せる。鶏鳴所役が瑞垣御門下にて「鶏鳴」を三声し、奉遷使が階下に進み「出御」と三声する。掌典が警蹕をかけて奉遷使が前行、祭主・正権宮司が供奉して、新宮へと御列が渡る。新宮にいたると祭主・主典・正権禰宜が殿内に入り、ふたたび主典の召立につれて神宝を納め、主典・宮掌に続いて、祭主・主典・正権禰宜が降階し、正権宮司が閉扉する。奉遷使が階下にて祝詞を奏上し、正権宮司より奉遷使に復命

して諸員一拝、中重に退く。正権宮司の捧げる御鑰を辛櫃に納め、諸員が八度拝を行ない退下する。以上の遷御に関して、問題点は次の通りであろう。

① 渡御の中心的な役割者として、近世では造宮使を兼任する祭主であったが、明治二十二年度は祭主とは別個に、奉遷使（移使）が差遣された。したがって奉遷使と表記するのみで、「勅使」の名称は四十二年度にみえる。但し召立文には表記されていない。

② 渡御列の進発にあたり、宮掌の高唱する鶏鳴三声は、天照大御神の岩戸明きという神話的な「神霊」と、奉遷使の出御三声が、皇位の源泉という制度的な「神器」と、その二面性を示している。

③ 純白の絹垣に秘められた「御」、つまり神体に前後して互いに守護しあうように、近世では祭主が前、宮司が後であったが、明治二十二年度の遷宮に際して奉遷使が前行し、祭主・宮司が従った。四十二年度には祭主のみが供奉し、宮司は禰宜たちと一緒に奉戴するように変化している。

8、御饌・奉幣・御神楽

遷御のあと、御饌供進の儀について、二十二年五月三日付で宮司・鹿島則文から宮内大臣・松方方義に、次の

「御神楽奉行前神饌奉奠ニ付上申」を提出して実現方を要請した。

古来、皇大神宮ハ九月十六日豊受大神宮ハ九月十五日ヲ以式月式日トシテ遷御之御例ニテ、其当日ハ即神嘗祭由貴御饌ニ相当リ候処、中世以降遷御ハ神嘗祭数日前九月上旬ニ御執行ト相成候故、遷御後神饌奉奠無之様相成候、

歴史的な事情から御儀遅滞により、神嘗祭と関係なく遷御が執行されてきたため、遷御後に御饌を奉奠したいと要請した。その結果、願いの筋が聴許されたと、孫福弘孿著『櫟陰記』九月三日条にみえる。

今夕御饌供進ニ相成、是ハ古ヘ由貴ノ夜遷御アリ。古殿ニテ夕御饌ヲ供シ新殿ニテ朝御饌ヲ供シタルヲ以テ、此度ハ新殿之御饌ヲ奉ル、従前ハ無之事。又神楽ヲ奉スル事ト成ル、夜半迄相濟不⁽⁹⁾申長キ事也。

つまり遷御後、まず「新殿之儀」として今日では、神楽奉奏に先だつて「御神楽御饌」と称する御饌が供えられているが、二十二年の次第では見当たらない。したがつて御饌供進に続いて神楽が奏せられた。ところが昭和四年度より午前八時に御饌、午前十時より奉幣、午後五時より御神楽御饌、さらに御神楽が夜半まで奉仕されて、その違いが明白である。現行もこれに従がつている。

御神楽とは遷御を終えた祝意から、秘曲を奏するもの。

本来は神嘗祭の御遊に遡るものであるが、中世の元亨遷宮以来、神嘗祭と遷御とが時期的に乖離して、遷御そのものに、奏楽的な要素が無くなつてしまつた。遷宮への祝意を表する必要が求められ、奏楽の儀が表面化することになつた。明治二十二年五月、近づく遷御の儀を控えて、宮司・鹿島則文より内務大臣・松方正義に「年中恒例之御饌ト異ナル御大典ニ付、由貴大御饌同様、正殿階下へ奉奠之御式」を奉請、九月に式部職より聴許の通報を得た。ここに御儀皆済をことほぐ心映えをもつて、宮中より楽長・楽師を差遣するとの嘉例が開かれた。爽秋の一夜、勅使・祭主以下が庭燎に照らされた四丈殿について、宮内省の楽員が御神楽の秘曲を奏でて深更に及んだといふ。⁽¹¹⁾

六、伝統と変革

また当度は儀仗兵一ヶ大隊を派遣され、以後の慣例となつた。古代では多数の男女が、白杖を持つて御列を送迎し、近世には隣藩が竹矢来を組んで群集を規制した。そうした反省にたつて明治二年には、出入口を厳重に固めた結果、余人の立ち入らない遷御となつたことなど、時代と世相によつて遷御も大きな変貌を遂げてきた。二十二年の遷御に際して御巫清直は鶏鳴所役を勤めた感動、また竟宴和

歌に深々とした感激の想いを、次のように詠出している。

十月二日大宮の遷御に、鶏鳴の神わざつかへまつりて
四度までみゆきの庭にさもらふは神のかけろと長鳴ぞ
せし

また当度の御儀の歴史的な意義をめぐって、泌々とした感慨を覚える。

遷宮竟宴歌会 兼題 社頭祝言

たま垣に玉ぐし紅葉もたてかへて光あらたに宮かざり
せり⁽¹²⁾

近代の遷宮について、二十二年の御儀を中心として考察してきた。二十年の造神宮使序の官制公布にともない、伝統を重んじつつ現実を直視する態度をもって、実に多くの新式が開かれた。そして昭和四年の史上最高といふべき御儀に向けて、努力が傾けられてきた。そうした歴史を振り返りつつ、遷宮の「近代方式」について、その画期的な位置づけを辿った次第である。

注

(1) 拙稿「明治初年代における天皇と神宮」(明治聖徳記念学会紀要)四十六、平成二十一年十一月。

(2) 吉川竜実「御巫内人と清直翁」(皇學館大學神道研究所編『御巫清直未公刊資料集』、平成八年刊)。御巫清直著『両宮御装束神宝通証』(神宮司庁編『神宮神事考証』中

篇、昭和四十五年刊)。

(3) 三木正太郎「神宮祠官の活動―浦田長民を中心とする―」(神道文化会編『明治維新神道百年史』巻五、昭和四十四年刊)。

(4) 御巫清直著「諸殿舎古儀丈尺見込意見」(同庁編『神宮神事考証』後篇、昭和九年刊)。

(5) 福山敏男「神宮の建築とその歴史」(福山敏男著作集四『神社建築の研究』、昭和五十九年、中央公論美術出版刊)九四―五頁。

(6) 「天正十三年造宮記」(神宮司庁編『神宮遷宮記』巻四、昭和七年刊)五六二頁。

(7) 胡麻鶴醇之「戦前三代の式年遷宮」(同庁編『神宮・明治百年史』上巻、昭和六十二年刊)。

(8) 三木正太郎「近世の神宮式年遷宮」(『神道史研究』二十巻五・六号、昭和四十七年十一月)。但し、杵築祭で考察が止められている。

(9) 前記「戦前三代の式年遷宮」四八一頁。

(10) 孫福弘字著『樛陰記』八、神宮文庫所蔵。

(11) 御巫清直自筆の「明治二十二年遷宮諸祭祝詞」は、立柱祭以下の祝詞文であるが、特に宇治橋渡始や御神楽御饗を含んだ諸祭祝詞で、『神宮神事考証』補遺下に収められている。

御巫清直歌集「勾江破鼓」、神宮文庫所蔵。

(國學院大學神道文化学部教授)

御玉佩篁	二人	後陣
御硯	二人	
鮎形御太刀	二人	
蟪形御太刀	二人	
金銅作御太刀	四人	
鴉尾御琴	二人	
御高機	四人	
御柶	二人	
御麻笥	二人	
御杵	二人	
御鑊	二人	
御雙	二人	
御木絡棟	二人	
御鞆	六人	
御胡籥	六人	
御胡篳	六人	
御胡弓	六人	
御鉢	一人	
道敷布	六人	
菅御笠	四人	後陣
祭主	一人	
正權宮司	一人	
鮎形御太刀	二人	
御胡籥	二人	
御火	四人	
宮掌	二人	
菅御笠	四人	後陣
祭主	二人	
御胡籥	四人	
御火	二人	
宮掌	二人	